

2 仙台陸運局の沿革

昭和22年 3月22日

昭和22年 3月22日運輸省告示第71号「鉄道局自動車事務所を設置する件」で、各都道府県に自動車事務所が設置され、鉄道局長の指揮下におかれた。

これは、臨時物資需給調整法（昭和21年10月 1日法律第32号）に基づく自動車及び軽車両指定生産資材等の割当事務を行うため、運輸省官制第17条に基づいて設置されたもので、鉄道局内部の事務取扱機関にすぎなかったが、警察庁行政機構改革を機として、自動車行政の一元化が行われ地方庁の自動車運送、整備事業、小運搬、事業組合等に関する権限が運輸省に移管されたため同年5月から自動車事務所は、これらを含めて実質的に自動車行政の地方官庁としての機能を営むことになった。

昭和23年 1月 1日

道路運送法（昭和22年12月16日法律第191号）の実施に伴い、従来の自動車事務所が廃止され、各都道府県に道路運送監理事務所が設置された。

道路運送監理事務所の所掌事務は、道路運送法関係事務のうち同法第4条及び同法施行令の規程によって委任された事項並びに臨時物資需給調整法関係事務のうち内部委任された事項であった。

また、宮城道路運送監理事務所は、特定道路運送監理事務所として、福島、宮城、岩手、青森の四県にわたる広域行政を担当することになった。

昭和24年 6月 1日

運輸省設置法（昭和24年 5月31日法律第157号）の制定により全国9カ所の特定道路運送監理事務所はそれぞれ陸運局として発足した。

所掌事項は、従来特定道路運送監理事務所の行った行政部門とし、鉄道局の所掌した地方鉄道軌道、専用鉄道、索道、小運送及び倉庫業並びに観光等に関する行政事務を併せて行うことになり、仙台陸運局は宮城特定道路運送監理事務所と仙台鉄道局陸運部鉄道課及び小運送課の二課が合体して構成された。

仙台陸運局は、仙台鉄道庁舎内（総務部、鉄道部、整備部）及び東三番丁宮城自動車会館内（自動車部）において事務を開始した。

なお、福島、岩手、青森の各道路運送監理事務所は7月31日まで在置された。

昭和24年 8月 1日

福島、岩手、青森の各道路運送監理事務所は、昭和24年 8月 1日に廃止され、同時にそれぞれ仙台陸運局分室となった。

昭和24年11月1日

福島、岩手、青森の各陸運局分室は廃止されて、それぞれ福島県、岩手県、青森県陸運事務所となり、同時に仙台市に宮城県陸運事務所が新設された。

昭和25年2月1日

自動車部小運送課は、自動車部通運課と改称された。

昭和25年3月8日

仙台陸運局は仙台市東二番丁に移転した。

昭和25年7月1日

運輸省令第57条により鉄道部において業務課が、自動車部において監理課、輸送課がそれぞれ廃止され、新たに鉄道部に監理課、自動車部に旅客課、貨物課が設置された。

昭和26年1月末日

仙台市東八番丁107番地の1に仙台陸運局の庁舎を新築移転した。

昭和26年7月1日

運輸省令第65号により整備部において燃料課が廃止され、新たに登録機材課が設置された。

昭和26年9月1日

運輸省令第73号により整備部において登録機材課が廃止され、新たに登録資材課が設置された。

昭和41年4月23日

仙台陸運局は仙台市外記丁105仙台合同庁舎に移転した。

昭和44年4月1日

運輸省令第8号により総務部に企画課が新設された。

昭和52年4月18日

運輸省令第9号により自動車部旅客課が廃止され新たに旅客第一課、旅客第二課が設置された。

昭和54年4月4日

福島県陸運事務所いわき支所が新設された。

昭和56年9月21日

仙台陸運局は仙台市五輪一丁目3番15号仙台第3合同庁舎に移転した。

昭和58年11月1日

青森県陸運事務所八戸支所が新設された。

昭和59年7月1日

運輸省設置法の改正に伴い仙台陸運局と東北海運局が統合になり、東北運輸局となった。

道路運送委員会

昭和23年道路運送法の実施に伴い、東北地方道路運送委員会が設置された。

道路運送審議会

昭和25年上記委員会は道路運送審議会と改称された。

自動車運送協議会

昭和28年8月道路運送法の一部改正に伴い道路運送審議会が廃止され、陸運局長の諮問機関として
仙台陸運局自動車運送協議会が設けられた。

地方陸上交通審議会

昭和45年5月20日運輸省設置法の改正に伴い、自動車運送協議会が廃止され、陸運局長の諮問機関
として新たに仙台地方陸上交通審議会が設けられた。

地方交通審議会

昭和59年7月1日運輸省組織令の改正に伴い、地方陸上交通審議会が廃止され、東北運輸局長の諮
問機関として新たに東北地方交通審議会が設けられた。